

久留米市新総合計画

第 3 次基本計画

[平成 27 年度～31 年度]

(案)

基本計画の総論

第1章 基本計画の概要

1 目的	1
2 性格	1
3 期間	1
4 計画期間の位置付け	1
5 区域	1
6 目標人口	2
7 進行管理	2
8 構成	2

第2章 基本計画の施策

1 策定に当たっての基本的視点	3
2 都市像別体系	7

第3章 都市づくりの目標

1 総合成果指標	8
2 都市の姿指標	9

基本計画の各論

第1章 誇りがもてる美しい都市久留米

第1節 四季と歴史が見えるまち	13
第2節 快適な都市生活を支えるまち	15
第3節 外で活動したくなるまち	17
第4節 環境を育み共生するまち	19

第2章 市民一人ひとりが輝く都市久留米

第1節	人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち	21
第2節	安全で安心して暮らせるまち	23
第3節	心豊かな市民生活を創造するまち	25
第4節	多様な市民活動が連帯するまち	27
第5節	子どもの笑顔があふれるまち	29
第6節	健康で生きがいもてるまち	31
第7節	お互いのやさしさと思いやりの見えるまち	33

第3章 活力あふれる中核都市久留米

第1節	知恵と技術を創造するまち	35
第2節	アジアに開かれたまち	38
第3節	人と情報が行き交うにぎわいのあるまち	40
第4節	拠点都市の役割を果たすまち	42

第4章 基本計画推進に当たって

第1節	協働によって築かれるまち	44
第2節	機能的でコンパクトな行政経営を進めるまち	46

※ 施策推進のための主な事業及び重点取り組みなどについては、7月を目途に総合計画審議会に提示予定

基本計画の総論

第1章 基本計画の概要

1 目的

久留米市は、平成12年(2000年)に21世紀における都市づくりの指針となる久留米市新総合計画 基本構想を定めました。この基本構想は、「水と緑の人間都市」を都市づくりの基本理念に、「誇りがもてる美しい都市 久留米」、「市民一人ひとりが輝く都市 久留米」、「活力あふれる中核都市 久留米」の3つの都市像を目指す都市の姿として掲げ、戦略性と協働性を基本視点とした都市づくりを総合的に進めていくこととしています。

基本計画は、この都市の姿の実現に向けて、中期的に取り組む基本的な施策を体系的・戦略的に示したもので、久留米市の都市づくりの基盤となる計画として策定するものです。

2 性格

これからの都市づくりは、市民、事業者、団体、行政などが、それぞれの役割と責任のもとで協働して取り組む必要があります。基本計画は、そのための指針となるもので、各主体が協働して取り組む、都市づくりの地域社会計画です。

3 期間

計画期間は、基本構想の目標年次である平成37年度(2025年度)を見据え、今後約10年間の前期に該当する5年間(平成27年度～平成31年度)とします。

4 計画期間の位置付け

久留米市は、平成17年2月の広域合併から10年間、「新たな躍動への始動期」と位置付けた第2次基本計画を推進し、市政発展の可能性を高めてきました。第3次基本計画は、それらを基盤として、時代潮流の変化を的確にとらえた新たな都市づくりの枠組みを確立し、新しい躍動の時代に向かって、市民と行政が協働して取り組みを実践する「新たな躍動への実践期」と位置付けます。

5 区域

基本計画の対象とする区域は、久留米市の行政区域を基本とします。しかしながら、本市が佐賀県東部地域を含む福岡県南部地域の中核都市としての役割を担うことから、広域的視点にたって計画を策定し、推進します。

6 目標人口

基本計画の策定及び推進に当たっては、平成 32 年度の推計人口(住民基本台帳ベース)29 万 7 千人を基本に、本計画に掲げた諸施策の実施による効果を考慮し、平成 31 年度末の人口を 30 万 5 千人(住民基本台帳人口)と設定します。

※ 推計人口：国立社会保障・人口問題研究所が行ったコーホート要因法による地域別の人口推計に、住民基本台帳人口における久留米市の近年の動向を加味して人口の将来推計を行った(平成 24 年度実施)。

7 進行管理

(1) 政策評価制度

新総合計画に基づいた都市づくりの状況について点検・評価し、その結果を次の施策や事業等の企画立案・実施に適切に反映するとともに、その内容を広く市民と共有化し、協働のまちづくりの具体化を図るための進行管理システムとして政策評価制度に取り組みます。

政策評価制度は、目指す都市の姿の実現状況を点検するための「まちづくり評価制度」と具体的な事務事業の取組状況や成果を評価する「事業等評価制度」により運用します。また、その運用に当たっては、外部からの意見を聴取する仕組みを導入します。

(2) 事業計画

基本計画で示す施策を行政が具体的に実施する計画として、財政状況を踏まえた事業計画を策定します。事業計画の期間は、3 年間程度とします(前期 3 年、後期 2 年を想定しています)。

8 構成

基本計画は、計画の全体像や都市づくりの目標を示す総論、さらに目指す都市の姿を実現する施策などを示す各論により構成します。

第2章 基本計画の施策

1 策定に当たっての基本的視点

第3次基本計画の策定に当たっては、時代の潮流や社会経済環境の変化を踏まえ、目指す都市像の実現に向けて、次のような都市づくりの長期的展望を基本的視点としています。

(1) 超高齢社会など時代を見据えた都市の構築

現在の日本は、長期にわたる少子化の中で、単に高齢者の占める割合が増える段階から人口が減少する段階へと入り、今後、さらに人口減少・超高齢社会の進行が加速していくことが見込まれています。

また、都市の低炭素化は21世紀における世界的な課題であり、地方自治体においても、都市機能の集約や公共交通機関の利用促進、自立分散型のエネルギーシステムの導入など、地域の特性に応じた都市づくりが求められています。

さらには、グローバル化や情報化の急速な進展、分権型社会への転換など、時代潮流の変化を的確にとらえた新たな都市のあり方を模索し、長期的展望の下で、設計図を描き具体化の道筋を示していくことが必要です。

なかでも、人口減少と超高齢社会を見据えた長期的展望にもとづく都市づくりはこれからの最重要課題です。

久留米市においては、まず、様々な施策を駆使し、都市活力の基盤となる人口の維持に最大限取り組む必要があります。一方で、人口減少と高齢化の進行が長期的には避けられないことを前提とした都市づくりも進めなければなりません。

これまでの人口増加社会における都市発展の礎となった市街地の広がり、これからの人口減少社会では、逆に、道路や上下水道、交通、商業、医療など市民生活を支える都市基盤の維持、管理を困難にし、都市経営を圧迫するとともに、さまざまな社会的弱者を生み出す要因ともなります。このため、市街地の拡大を抑制しながら、効率的な都市形態へと転換し、市域の均衡ある発展と環境への負荷の少ない都市空間の整備との両立を目指します。

併せて、高度経済成長期に整備した学校や住宅、橋梁などの社会基盤施設（インフラ）の多くが、今後一斉に老朽化する時期を迎えるため、公共施設の管理の最適化や長寿命化、耐震化などの取り組みを、計画的に進めていきます。

次に、超高齢社会に対応できる社会の仕組みづくりが必要です。

いわゆる“団塊の世代”が75歳以上の後期高齢者となる平成37年には、市民の約3人に1人が高齢者という時代となり、高齢世帯や高齢単身世帯、認知症高齢者の一層の増加が見込まれます。また、今後、高齢者が高齢者を介護する、いわゆる老老介

護や社会的孤立、さらには交通や災害など生活のさまざまな場面での支援や権利擁護を必要とする高齢者の増加などといった社会的課題がさらに深刻化することが想定されます。

こうした社会的な課題の解決には、一人ひとりの自助の取り組みや、行政による保健や福祉などの公助の充実だけでは限界があり、自助、共助、公助の適切な役割分担により社会全体で支えあうことが不可欠です。まちづくりの基礎となるコミュニティへの参画意識や社会の一員としての社会的な規範意識など共助の意識づくりを進めながら、地域や団体といった地域社会を構成する人々がともに支え合う共助の仕組みづくりに取り組んでいきます。

また、高齢者等が意欲を持ち、自らの能力に応じて活躍できる機会や場所の創出、交通や公共空間など高齢者や障害者も生活しやすい環境づくりに取り組めます。

一方、急激な人口減少は、社会保障制度や経済、地域社会の活力などに及ぼす影響が大きく、少子化への対応、未来を担う人づくりは国家的な最重要課題の一つとなっています。

久留米市は、現在、比較的高い出生率にはあるものの、全国と同様、結婚や出産、子育て、教育をめぐる環境は厳しさを増しています。また、次代を担う人づくりに向け、生きる力を育む教育の充実とともに、地域との関わりを通じ、子どもの豊かな人間性や社会性、感性を育む取り組みを強化していくことが求められています。子どもをほしいと思う人が安心して子どもを生み育てることができ、子どもが成長することを地域社会全体で支える仕組みづくりを進めていきます。

(2) 幸せを実感できる市民生活の実現

生活の質を向上させ、幸せな生活を送ることはすべての人の願いです。

人が幸せを感じる要素は、仕事や家族、家計、健康、余暇などさまざまですが、個人、地域、団体、行政などが手を携えてよりよい地域社会を築いていくことで高めていくことが可能になります。そのための地域社会のありようとしては、超高齢社会や人間関係の希薄化といった変化を踏まえ、この地で暮らすことでより幸せを実感できる環境を整えることが求められます。

まず、人々が日々の生活を幸せに送るには、人が人間として等しく尊重され、人権侵害の不安のない、お互いの人権を尊重し合う社会、そして多様な人々がそれぞれの個性、能力を発揮できる社会でなければなりません。

しかし、現実としては、インターネットを悪用した差別書き込みや学校教諭による部落差別事件、戸籍・住民票の不正取得事件のほか、高齢者、障害者、女性、子ども等への虐待・暴力、学校におけるいじめなど、依然として人権を脅かす事案が発生しています。

男女共同参画社会の実現についても、性別役割分担意識に基づく社会制度・慣行や解決すべき課題が、まだまだ家庭、地域、学校、職場などに多く残っています。

一人ひとりが人権意識を高め、お互いの個性を尊重し合い、年齢や障害の有無に関わらず、共に生きる地域づくりを進めるとともに、男女があらゆる分野に参画し、活躍できる環境の整備を進めていきます。

また、高齢者の増加や、家庭や地域での相互扶助力の低下、人間関係の希薄化などが進む中で、頻発する自然災害や治安等への不安感が高まっており、総合的な防災力の向上や犯罪防止のための取り組みが重要となっています。市民や地域、行政等が力を合わせた協働によるセーフコミュニティの仕組みを活用し、安全・安心な地域社会づくりに取り組んでいきます。

加えて、地球温暖化の深刻化や、自然環境、生活環境の悪化など、環境面での不安も高まっているため、市民、地域、団体、行政等が協働で、環境に配慮したまちづくりや身近な生活環境の向上に取り組むとともに、市民一人ひとりの環境意識を高める学習や啓発などを進めていきます。

個々人としては、平均寿命が80年から90年という時代となり、将来への不安の要素として健康問題を挙げる人が多くなっています。市民一人ひとりの心身の状況に応じた健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図るとともに、高齢になっても、また障害のある人も地域で安心して暮らし続けることができるよう、福祉サービスをはじめとする生活を支えるさまざまな支援が総合的に提供される仕組みづくりを進める必要があります。

一方で、成長社会から成熟社会に移行するにつれ、日常生活の利便性や快適性といった部分だけではなく、精神的なゆとりや生きがいがいより求められるようになっていきます。やすらぎや楽しみは、生きる力や明日への活力をもたらし、心豊かな生活の大きな要素となります。

こうした意識の変化に的確に対応し、安全で安心できる暮らしの中で、自然や歴史などの多彩な資源、文化芸術・スポーツなどを十分に活かし、やすらぎや楽しみを創り出しながら心豊かに幸せを実感できる市民生活の実現に取り組んでいきます。

(3) 住み続けたいと思える、住み続けられる地域社会の形成

久留米市が「水と緑の人間都市」として今後も持続的に発展していくためには、都市活力の源泉となる一定の人口規模を維持していくことが極めて重要となります。

人口減少社会にあっては、さまざまな魅力、機能を高めた地域がより多くの人々を呼び込み、人々が集い、交流し、暮らし、創造する場を創出します。久留米市の都市としての魅力や機能をより高め、人々がこの地に親しみ、愛情を感じ、住み続けたいと思える、住み続けられる地域社会を形成することが求められます。

そのためには、まず、雇用の場の確保など定住の基盤となる地域経済が持続的に発展することが不可欠であり、地場中小企業の振興や経済波及効果の高い産業の誘致、農業の振興等を図ることが必要です。

久留米市に蓄積しているゴム、自動車、バイオ、医療、食品、緑花木等の一層の振興を図るとともに、それらをさらに発展させるような産業の集積や新産業の創出を進めます。

また、久留米市の基幹産業である農業は、環境、景観、洪水防止など多面的な機能の重要性という面からも将来にわたる農業活動の維持、向上が必要であり、職業として選択できる魅力ある農業の実現に向けた取り組みを進めます。

さらに、国内市場の縮小が懸念される中で、成長するアジアの活力を久留米市の産業振興につなげるような国際経済交流促進の取り組みを産学官連携で進めていきます。

一方、日本全体での人口減少が避けられない中で、久留米市が今後も福岡県南部の中核都市として発展していくには、交流機能をはじめ高度な都市機能の魅力を高め、広域求心力の拡大を図ることが求められます。

久留米シティプラザを核とした都市型交流機能の充実や、文化芸術、高度医療、学術研究など、久留米市ならではの豊かな都市の資源を活かしたまちづくりを進めていきます。

また、広域合併により魅力を増した多様で個性ある地域の資源を活かした交流人口の拡大に向け、住んでいる地域に誇りが持てるような、地域や団体、行政の協働による観光振興や、国内外からの誘客に取り組みます。

さらに、久留米市が発展していくには、福岡県南地域全体がともに定住できる地域として持続性を高めることが重要であり、地方分権の進展を展望し、さまざまな広域連携による取り組みを進めていきます。

2 都市像別体系

水と緑の人間都市



第3章 都市づくりの目標

久留米市の都市づくりに当たっては、久留米市に住み、活動する市民、事業者、団体、行政などが、久留米市の目指す将来の姿を共有し、協働していくことが必要です。

第3次基本計画では、政策評価制度のまちづくり評価制度として、計画期間に目指す久留米市の姿をわかりやすく示す指標を設定し、実現に向けた進捗状況を明らかにします。この指標を都市づくりの目標とし、計画全体の実現状況を表す「総合成果指標」と、目指す都市の姿の実現に近づいた状態を表す「都市の姿指標」で構成します。

1 総合成果指標

指標名	現状	目標
人口	305,214人 (H26.4.1 住民基本台帳)	305,000人 (H32.4.1 住民基本台帳)
住みやすさ	(H26 市民意識調査)	
愛着度	(H26 市民意識調査)	

人口減少社会の中で、久留米市が、今後も自主自立の自治体経営を行いながら、地域の活力を維持し、市民の福祉の増進に取り組むためには、都市活力の基盤として一定の人口規模を維持する必要があります。

しかしながら、久留米市の住民基本台帳人口は、平成15年度をピークに減少に転じています。平成25年度は合併後初めて人口増加となりましたが、全国同様、久留米市においても少子化が進行する中、自然動態（出生者数と死亡者数の差）の減少傾向は今後も続くことが予想され、減少傾向にある社会動態（転入者数と転出者数の差）の増加がなければ人口減少は避けられません。

こうした状況を踏まえると、本計画においては、人口の維持を総合的な課題としてとらえ、市民が久留米市に愛着をもち、住み続けたいと思えるような、そして、市外からも住んでみたいと思えるようなまちづくりを進めていくことが重要となります。

こうしたことから、本計画の総合成果指標として、「人口」を設定するとともに、あわせて社会動態の増減に影響を及ぼす市民の意識である「住みやすさ」「愛着度」を設定することとします。

2 都市の姿指標

- **目指す成果**…施策の柱の実現に向けて各施策が目指す成果を総合的に示しています。なお、目指す成果の実現状況を的確に把握する困難性や把握までの時間的制約を考慮せずに設定しています。
- **補助指標** …目指す成果の実現状況を評価するにあたって、比較的速やかな把握が可能な補助的な指標を設定しています。

※ 成果、指標の把握方法

- 意**…市民意識調査により把握します。
(毎年度、調査対象者を変えて、長期的な視点で市民意識の傾向について把握します。)
- モ**…(仮称) 市政モニターにより把握します。
(3年間程度の事業計画期間中、継続して同一対象者に取り組み状況についての意見を把握します。)
- 統**…その他、市の統計等により把握します。

(1) 誇りがもてる美しい都市久留米

中分類 (施策の柱・方向)	目指す成果	補助指標
四季と歴史が見えるまち	季節感あふれるまちだと感じる市民を増やす 〔市民意識調査〕	モ 花や緑、水辺などの魅力が高まったと感じる市民の割合 統 花と緑の量 モ 歴史や伝統を活かした魅力づくりが進んでいると感じる市民の割合
快適な都市生活を支えるまち	社会資本の持続性、快適性を高める	統 中心拠点、地域生活拠点の人口 統 公共交通空白地域の面積 モ 景観が向上していると感じる市民の割合

中分類 (施策の柱・方向)	目指す成果	補助指標
外で活動したくなるまち	外で活動したい、しやすいと感じる市民を増やす 〔市民意識調査〕	[統] 市民一人あたりの公園・広場等の面積 [統] 都市計画道路における歩道及び自転車走行空間整備率 [統] 主要路線でのノンステップバス導入率
環境を育み共生するまち	環境への負荷を低減させる 〔温室効果ガスの排出量〕	[統] 再生可能エネルギーの導入率 [統] 市民一人一日あたりのごみ排出量 [意] 日常で環境に配慮した取り組みをしている市民の割合

(2) 市民一人ひとりが輝く都市久留米

中分類 (施策の柱・方向)	目指す成果	補助指標
人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち	差別や虐待などの人権侵害を発生させない	[意] 人権感覚を高めたいと思う市民の割合 [統] 同和問題をはじめ、人権問題に関する講演会、研修会等に参加する市民の割合
	男女が自立し、女性が活躍できる場を増やす	[モ] 男女共同参画が進んだと思う市民の割合 [統] 審議会等における女性の登用率 [モ] ワーク・ライフ・バランスの環境整備が進んだと思う人の割合
安全で安心して暮らせるまち	安全安心を感じる市民を増やす 〔市民意識調査〕	[モ] 安全安心が高まったと感じる市民の割合 [統] 防災訓練・研修への参加者数 [モ] 防犯意識が高まったと感じる市民の割合

中分類 (施策の柱・方向)	目指す成果	補助指標
心豊かな市民生活を創造するまち	心豊かに生活していると感じる市民を増やす 〔市民意識調査〕	<p>意 生涯学習活動に参加している市民の割合</p> <p>モ 文化芸術に接する機会が増えたと感じる市民の割合</p> <p>意 スポーツを楽しむ市民の割合</p>
多様な市民活動が連帯するまち	地域をよりよくすることに取り組む市民を増やす 〔市民意識調査〕	<p>統 自治会加入世帯数</p> <p>意 市民の地域活動・ボランティア活動への参加率</p> <p>統 地域活動・ボランティア活動の団体数</p>
子どもの笑顔があふれるまち	子育てしやすいまちだと感じる市民を増やす 〔市民意識調査〕 〔合計特殊出生率：人口動態統計等〕	<p>モ 子育て支援体制が充実したと感じる市民の割合</p> <p>統 保育所待機児童数</p>
	子どもの生きる力を伸ばす	<p>統 全国学力テストの結果</p> <p>統 不登校児童生徒の割合</p>
健康で生きがいがあるまち	市民の健康寿命を延ばす 〔国勢調査等〕	<p>意 運動する人の割合(週 2 回、1 日 30 分以上)</p> <p>統 メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率</p> <p>統 福祉施設利用者の一般就労への移行者数</p>
お互いのやさしさと思いやりの見えるまち	生活維持に必要な支援を適切に受けられる人を増やす	<p>統 サロン参加者数</p> <p>統 高齢者の介護ボランティア(よかよか介護ボランティア)参加者数</p> <p>統 認知症サポーター養成者数及びキャラバンメイト養成者数</p>

(3) 活力あふれる中核都市久留米

中分類 (施策の柱・方向)	目指す成果	補助指標
知恵と技術を創造するまち	製造品出荷額、農業算出額を増やす 〔工業統計・生産農業所得統計〕	<ul style="list-style-type: none"> 統 工業就業者一人当たりの付加価値生産額 統 新製品・新技術開発件数 統 基幹的農業者数(認定農業者、集落営農組織、新規就農者数)
アジアに開かれたまち	アジアとの経済交流、人的交流を増やす	<ul style="list-style-type: none"> 統 海外からの旅行受入団体数 統 新規海外ビジネス展開企業数 統 市内在住外国人数
人と情報が行き交うにぎわいのあるまち	交流人口、年間商品販売額を増やす 〔観光入込客統計・年間商品販売額〕	<ul style="list-style-type: none"> 統 地域密着観光イベント、まち旅参加者数 統 コンベンションの開催数、参加者数 意 都心部の歩行者通行量
拠点都市の役割を果たすまち	広域的な高次都市機能をも高める 〔昼夜間人口比率:国勢調査〕	<ul style="list-style-type: none"> 統 久留米市の認知度 統 広域連携取り組み数 統 主要駅における乗降客数

基本計画の各論

第1章 誇りがもてる美しい都市久留米

多様で豊かな自然の象徴とも言える「水」と「緑」は、久留米市の都市の個性そのものであり、それをより魅力ある都市個性として確立することが求められています。

また、都市づくりの視点を、量の充足や経済効率性の追求から、質の充足、美の追求に転換し、世代を受け継ぎながら、歴史の中で醸成されていく“誇りがもてる美しい都市”を目指し、戦略的な取り組みを進めます。

第1節 四季と歴史が見えるまち

課題と施策の方向

人口減少が本格化する中、健全な都市経営を維持していくため、近年、交流人口や定住人口の増加に向けた都市間競争が激しくなっています。このような中、多くの人に訪れてみたい、暮らしてみたいと思ってもらうためには、地域特性を活かした、魅力ある都市づくりが、より一層必要となっています。

そのため、戦略的な緑化推進による花と緑あふれる空間づくりや、河川の清らかさを活かした空間づくりなど、市民や来街者が四季を体感できるような空間の整備を進め、自然豊かな、潤いのある都市としての魅力を、さらに高めていきます。

また、耳納山系や筑後川などの雄大な自然や、先人達から受け継いできた貴重な歴史資源などの魅力を、地域と連携して磨きあげながら、効果的な情報発信を行い、地域の活性化につなげていきます。

施策の内容

1 花と緑あふれる空間づくり

地域の特性を活かした効果的な緑化整備など、花と緑を活かした季節感あふれる空間づくりを戦略的に進めるとともに、四季折々の開花情報やイベント情報などを効果的に発信し、市内外の認知度を高めます。

また、市民参画による花と緑の創出・保全の仕組みを拡充し、市民や事業者の協力による身近な生活空間の緑化推進に取り組みます。

さらには、市域全体に広がる、四季折々の花と緑について、地域と協働により、その魅力をさらに高め、まちづくりに活かし、地域の活性化につなげていきます。

特に、耳納北麓は、椿やつつじ、桜、紫陽花、櫨、紅葉、柿、ぶどうなど、色彩豊かな緑花木やフルーツが豊富にあります。地域の積極的な参画により、これらを活かした四季のイベントや散策ルートの整備など、新たな魅力づくりを行い、「みどりの里」のブランド化を進めます。

2 水辺空間の利用と再生

筑後川の河川空間に、憩いやレクリエーションの場としての機能を拡充させ、水辺空間の魅力を高めます。また、筑後川防災施設「くるめウス」を拠点として、水に親しみながら学習する機会の創出を充実します。

その他の河川やため池などにおいても、気軽に水に親しむことができる親水護岸の整備や、地域特性や自然環境に配慮した川づくりを進め、水辺空間の利用と再生を図ります。

3 魅力ある歴史資源の未来への継承

高良山から耳納北麓にわたる史跡群や、由緒ある神社仏閣、筑後国府跡、四季の祭りや伝統行事など、魅力ある多様な歴史資源を、将来にわたって保護するとともに、久留米の魅力として戦略的な活用を進めます。

特に、テーマ性やストーリー性に着目しながら、歴史資源を知る機会や場の提供を図り、効果的な情報発信により認知度を高めます。

さらに、地域の歴史資源を、身近な生活空間や地域活動に取り込みながら保護するとともに、地域との協働で、歴史資源を活かした地域の魅力づくりや活性化に取り組めます。

第2節 快適な都市生活を支えるまち

課題と施策の方向

人口減少や超高齢社会の進行が加速する中、家族構成や移動手段の変化など社会環境の変化を見据えた、中長期的な視点での都市づくりが求められています。

また、生活道路や上下水道、住宅などのインフラの整備は、豊かな暮らしを築くうえで必要不可欠であり、今後も引き続き、未整備地域への整備を進めていく必要があります。さらに、橋りょうをはじめとする多くのインフラが、今後同時期に老朽化するため、その対策が大きな課題となっています。

このような中、都市機能の維持と市域の均衡ある発展を図っていくため、拠点相互に機能を補完し合う、ネットワーク型のコンパクトな都市づくりを進めるとともに、インフラ全体の総合的な維持管理と計画的な整備・更新を行なっていきます。

さらには、質の高い快適な都市空間を形成するため、地域の個性を活かした魅力ある景観づくりを推進していきます。

施策の内容

1 持続可能な都市構造の形成

市街地にある既存の都市施設を有効活用し、高度で広域的な都市機能の集積を図り、魅力的で賑わいのある中心拠点を形成するとともに、地域生活拠点については、身近な生活機能の充実を図り、拠点相互に機能を補完し合いながら、コンパクトな都市づくりを進めます。

併せて、市街化を抑制する区域や新たな土地利用を行う区域の整理など、全市的な土地利用のあり方を見直し、市として一体的な都市計画制度の適用に向けて取り組みます。

さらに、市外からの転入促進の受け皿として、市街化区域内の低・未利用地の宅地化促進など、まちなか居住を推進するとともに、鉄道の駅周辺においては、居住環境の整備を促進するための取り組みを進めます。

2 総合的な交通体系の確立

人口減少社会が本格化する中、公共交通機能を維持するため、路線バスの再編や新駅設置の促進など、交通機関の結節機能強化や輸送機能強化、利便性向上に取り組み、公共交通機関の利用促進を図ります。さらには、公共交通空白地域において、地域の実情に応じた生活支援交通の導入を進め、超高齢社会の進行を見据えた、総合的な公共交通体系の構築に努めます。

また、中心拠点や地域生活拠点などの拠点相互のネットワーク化、慢性的な交通渋滞の緩和を図るため、国や県と連携し、幹線道路などの整備を推進します。

3 快適な都市基盤・生活基盤の構築

安心して通行できる身近な生活道路の整備を進めるとともに、地域の実情に応じた効率的で適正な生活排水処理の整備、未整備地域への上水道の普及促進に取り組みます。

また、同時期に老朽化を迎える橋りょうや上下水道などのインフラについては、財政負担の平準化を図るため、予防保全型の維持管理や計画的な更新を行い、インフラ全体の総合的な老朽化対策に取り組みます。

さらに、土地の高度利用、高齢者や障害者に配慮した質の高い居住空間の提供を図るため、民間住宅の誘導・支援や市営住宅の計画的な建て替えに取り組みます。また、空き家などの既存住宅の有効活用や、郊外住宅・団地の居住環境の向上など、人口減少や超高齢社会の進行を踏まえた、良好な居住環境の形成に努めます。

4 魅力ある景観づくり

風情ある自然や田園、農村景観、歴史的な街並みなど、地域の個性を活かした魅力ある景観の保全や創出を図るため、市民や事業者などの景観意識の向上や、市民主体の景観形成を推進します。

また、建築物などの規制・誘導や電線類の地中化など、事業者などとの連携・協力による、景観に配慮した生活空間の形成に努めます。

第3節 外で活動したくなるまち

課題と施策の方向

超高齢社会の進行を背景に、人々の健康志向が高まっており、外に出て、人や自然とふれあい、憩い、楽しむことができるような空間づくりや仕組みづくりが、より一層求められています。しかし、その一方で、公共交通機関や公共空間のバリアフリー化など、誰もが安心して自由に活動できる都市基盤の整備が課題となっています。

そのため、多様な地域ニーズや市民ニーズに対応した、集い、楽しむ空間の整備や、移動手段の変化に対応した移動空間の整備などに取り組みます。併せて、歩きたくなる、自転車に乗りたくなるような魅力づくりや仕組みづくりを進めていきます。

また、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、ハード・ソフトの両面から、生活環境や移動環境の整備、改善に努めます。

施策の内容

1 集い、楽しむ空間づくり

市民の憩いやレクリエーションの場、防災機能、緑化推進など、多様な機能を持つ公園を計画的に整備します。

また、生活に身近な憩いや健康づくりの場、子どもたちの遊び場として、身近な広場の整備を進めるとともに、地域との協働による維持管理を進めます。

さらに、多彩な市民ニーズに対応するため、特色ある公園や広場などの整備・改修を進めます。中心市街地においては、街なかの憩いや賑わいの空間、集い楽しむ空間として、さまざまな活用が期待できる全天候型の広場を整備します。

2 歩きたくなるまちづくり

歩行者が、安全安心に移動できるような歩行空間の整備を進め、日常生活で安全に外出できる空間づくりを図ります。

また、風情ある自然や歴史的街並みなど、地域の魅力を歩きながら楽しむことができるような散策ルートを設定し、景観に配慮した歩行空間や休憩スポット、交流施設等の整備を進めるとともに、身近で手軽にウォーキング等が楽しめるようなまちづくりに取り組みます。

3 自転車が似合うまちづくり

環境に優しく、健康的で、小回りが利く便利な移動手段として、自転車の利用を多様な観点から促進するとともに、コミュニティサイクルなど、市民や来街者が気軽に自転車を利用できる仕組みを構築します。

また、安全な自転車走行空間の整備や交通拠点での自転車駐車場の整備など、自転

車の利便性の向上と走行環境の改善を図ります。

併せて、交通事故防止や放置自転車対策に向け、学校や関係団体などと協働して、自転車利用のマナー向上に取り組んでいきます。

4 ユニバーサルデザインのまちづくり

高齢者や障害者、子ども連れなど、すべての人が、安全で快適に利用できるように、民間大規模集客施設や公共交通機関等に対して、ユニバーサルデザインに関する啓発や指導等を進めます。

さらに、交通事業者と連携して、誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入や主要駅のバリアフリー化など、公共交通の利便性向上に努めます。

また、既存公共施設のバリアフリー化を促進するとともに、誰にでもわかりやすい案内看板等のサイン標示や情報発信などに努めます。

第4節 環境を育み共生するまち

課題と施策の方向

地球温暖化問題が深刻化する中、CO₂を始めとする温室効果ガスを抑制するため、都市の低炭素化が一層強く求められています。また、東日本大震災における原子力発電所の事故を背景に、再生可能エネルギーなどを活用した自立分散型のエネルギーシステム*の導入など「災害に強く環境負荷が小さい地域づくり」が求められています。

そのため、市民、事業者、行政それぞれが、主体的に、あるいは、連携して、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー、省資源化などに取り組み、環境に配慮した、低炭素で循環型の社会づくりを進めていきます。

また、清潔感あふれる、自然豊かな美しい都市を築き、次代に引き継いでいくため、廃棄物の安定した域内処理や生活環境の美化、自然環境の保全などに取り組むとともに、微小粒子状物質（PM2.5）など新たな環境問題にも迅速かつ適切に対応していきます。

施策の内容

1 低炭素社会の構築

低炭素型の持続可能な社会をめざし、市民、事業者、行政の連携及び協力により、地域特性を活かした再生可能エネルギーの普及促進と、環境負荷の小さい生活様式や経済活動の普及定着を図ります。

また、環境学習や環境啓発を強化し、市民や事業者の環境意識をさらに高めるとともに、公共施設等の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入などに、率先して取り組みます。

さらに、市民、事業者と連携して、スマートコミュニティの実現を目指した、エネルギー効率の高い居住環境づくりを進めます。

2 循環型社会の構築

天然資源の消費を抑制し、環境負荷ができる限り低減できる循環型の社会をめざし、市民、事業者、行政の役割に応じた、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）の3Rをさらに推進するため、新たな分別収集品目の追加やより効率的な収集運搬体制の整備などに取り組みます。

また、安全で安定した、ごみの域内処理の実現に向けて、北部一般廃棄物処理施設の整備や既存施設の改修を計画的に進めます。

さらに、環境学習の拠点として北部一般廃棄物処理施設を活用し、環境学習や啓発活動の推進を図ります。

3 快適な生活環境の向上

市民の快適な生活環境の向上を図るために、市民、事業者、各種団体、行政が一体となった環境美化活動の促進や、不法投棄防止の継続的な啓発、監視体制の強化に取り組む、清潔感あふれるまちづくりを推進します。

一方、水質や大気等の汚染状況について、定期的な測定、迅速な情報提供を行うとともに、発生源である事業者への監視・指導を実施し、生活環境の保全を図ります。

また、空き地の適正管理や市有墓地の適正管理、斎場の運営管理等に取り組むとともに、動物愛護や適正飼育等の啓発、食品衛生及び生活衛生関係業務等の適切な指導に努め、衛生的な生活環境づくりに取り組みます。

4 豊かな自然環境の保全と共生

人と自然の共生を目指し、自然と親しむ場や機会の提供等により、自然環境保全に関する意識向上を図るとともに、健全な生態系を保全・再生し、生物多様性を確保します。

また、温暖化防止、水源かん養、心と体の保養、良好な景観形成等、多面的かつ公益的機能を有している森林について、社会全体で守り、育む取り組みを進めます。

第2章 市民一人ひとりが輝く都市久留米

これからの都市づくりの主役は市民一人ひとりです。自らが住む地域をよりよくするために、自らの責任と役割を果たしながら、市民一人ひとりが自らを磨き、個性を伸ばし、また、「心の豊かさ」を実感できることが都市の元気の源です。

市民一人ひとりが、かけがえのない人間として尊重され、安全で安心して暮らすことができ、自己実現の主体的活動ができる“市民一人ひとりが輝く都市”を目指した取り組みを進めます。

第1節 人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち

課題と施策の方向

本市では、これまで差別をなくす取り組みを、全市を挙げて進めてきましたが、学校教諭による部落差別事件や差別落書きなど、悪質な差別事件や人権侵害事案が発生しています。また、男女平等に関しても、性別役割分担意識に起因するさまざまな課題があるなど、人権の確立に向けた取り組みをより一層強化していく必要があります。

そのため、人権問題を自分の問題として感じ考え、その解決に向けて主体的に行動する市民意識を醸成するとともに、差別や人権侵害が発生した場合、迅速に被害者の保護・救済を図る仕組みを構築していきます。

併せて、同和問題に関しては、経済的自立や社会参加の機会均等を図るための支援など、その解決につながる取り組みを進めていきます。

また、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向け、固定的性別役割分担意識の解消や、さまざまな分野での女性の参画を促進していくための取り組みを進めていきます。

施策の内容

1 人権意識の確立

自分の人権の大切さとともに、他者の人権の大切さも認め、それが態度や行動に現れるような市民意識を醸成するため、あらゆる機会、あらゆる場において、人権教育・啓発を進めていきます。併せて、その効果的な実施に必要な教材の整備や人材の育成、教育・啓発手法の改善を進めるとともに、教育関係者をはじめ人権教育・啓発を進める立場にある人たちの資質向上を図ります。

また、市民が自主的に人権尊重の意義や考え方、人権問題の現状、解決に向けた取り組みなどを学べるよう、学習の機会の充実や場の確保、情報提供等の環境整備を進めます。

さらに、地域における身近な市民主体の人権啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭の連携のもと、人権のまちづくりを進めていきます。

2 人権擁護対策の推進

差別や人権侵害事象を防止し、人権の擁護を図るため、関係機関、団体等との情報共有やネットワークづくりを進め、人権侵害に対する相談・支援や迅速な救済のための体制の構築を図ります。

また、ドメスティック・バイオレンスや性暴力、子ども、高齢者、障害者に対する暴力や虐待などあらゆる暴力の未然防止と被害者の保護・救済のための取り組み、性暴力被害者に対する支援体制の整備を進めます。

併せて、認知症や障害などにより判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見制度の周知・啓発を進めるとともに、市民後見人の養成や、その活動支援のための体制づくりを進めます。

3 同和対策の充実

生活基盤の充実と経済的自立に向け、就学・進学への支援による教育の機会の均等や、関係機関などと連携した就職の機会の均等を図るための取り組みを進めるとともに、保育の支援による就労環境の整備を図ります。

また、必要な生活環境の整備・改善や、同和保育、高齢者支援や健康づくり支援による保健福祉の向上、隣保館、教育集会所の活動の活性化による教育・文化の向上を図ります。

4 男女の自立と男女共同参画の推進

男女が互いの人権を尊重し、個性や能力に応じてあらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな機会や場で、市民一人ひとりの男女平等の意識づくりや、固定的性別役割分担意識の解消を図るための教育・啓発を進めます。

また、女性の活躍を地域社会の活性化につなげていくため、政策・方針決定過程への参画の促進、農業・商工自営業の経営への参画の促進、就業継続のための環境整備に取り組むとともに、男女が共に仕事と家庭生活などを両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスを実現するための取り組みを推進します。

第2節 安全で安心して暮らせるまち

課題と施策の方向

近年、東日本大震災をはじめ、甚大な被害をもたらす大規模な自然災害が多発しています。また、本市の犯罪の認知件数や交通事故発生件数等には改善がみられるものの、国や県と比べ高い水準にあり、市民の治安に対する不安感も高い状況にあります。

安全・安心は、すべての市民の共通した願いであり、地域のさまざまな主体が一体となり、安全に安心して暮らせる地域社会を実現し、それを次世代に引き継いでいくことが求められています。

そのため、平成25年度に取得したWHOの国際認証・セーフコミュニティを推進し、全市を挙げて安全・安心のまちづくりを進める意識を醸成し、生活を脅かすさまざまな危険の予防に向けた取り組みの拡大と定着を図ります。

また、災害発生時の市民の身体・財産への被害を最小限に抑制するため、地域の災害対応力の向上や、都市基盤の整備による防災機能の向上に取り組めます。

さらに、犯罪のない安全で住みよいまちづくりを進めるため、市民や関係機関・団体等と連携し、防犯の推進、暴力追放・暴力団排除に取り組むとともに、消費者教育や悪質商法による被害を未然に防ぐための啓発など、消費生活の安全安心の確保を図ります。

また、交通事故の防止に向け、市民一人ひとりの交通安全意識の向上とともに、交通安全教育・啓発の充実や、安全確保のための環境整備を進めます。

施策の内容

1 セーフコミュニティの推進

「生活の安全と安心を脅かす事故やけがは、原因を究明することで予防することができる」というセーフコミュニティの理念を広く普及・定着させ、市民、関係団体、行政などが協働してあらゆる分野で予防活動に取り組み、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、事故やけがなどの発生状況に関するデータの収集・分析により、地域の安全・安心に関する課題の把握や、既存の対策の成果を検証し、より効果的な対策への改善を進めるなど、安全・安心に関する取り組みの質の向上を図ります。

2 防災力の強化

市民が自らの命や財産を守る「自助」、地域の人々などが協働して地域の安全を守る「共助」、行政や防災関係機関等の活動である「公助」それぞれの災害対応能力を高めるとともに、相互の連携を強化し、併せて自治体間の広域的な連携を進め、地域全体の防災力の向上を図ります。

特に、市民一人ひとりの防災に関する意識・知識や災害時の行動力の向上、自主防災組織を中心とした地域での防災活動や災害時の情報伝達・避難支援のための体制の強化、避難所の整備や必要物資・食糧の備蓄などの避難環境の整備などに重点的に取り組みます。

また、集中的な豪雨などによる被害を軽減するための治山・治水事業や市街地の浸水対策、地震による被害を最小限にするための既存建築物の耐震化の推進、老朽家屋の撤去・安全対策の指導など、災害に強い都市づくりを進めます。

関係自治体と連携し、久留米広域市町村圏事務組合を主体とした消防体制の整備充実を図ります。

3 生活安全対策の推進

犯罪のない安全・安心な地域社会をつくるため、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るとともに、日常生活における自主的な防犯活動への支援をはじめ、市民や事業者、警察、関係団体などとの連携と協働による地域に密着した防犯活動を推進します。

また、不特定多数が利用する場所や繁華街、見通しが悪い箇所など、犯罪の危険性が高い場所について、犯罪が起きにくい環境づくりを進めます。

さらに、暴力団の壊滅に向け、市民や事業者、行政、警察などが連携し、地域社会全体で粘り強く暴力追放運動と暴力団排除活動を展開します。

消費生活における安全・安心を確保するため、学校や地域における消費者教育の充実を努めるなど消費者の自立を支援するとともに、積極的な情報提供を行い、多様化する消費者被害の未然防止を図ります。

特に、悪質商法の被害を受けやすい高齢者の被害防止に向け、啓発の強化や、地域での見守り活動を通じた早期発見の取り組みを進めます。

4 交通安全対策の推進

市民一人ひとりに広く交通安全意識を浸透させるため、警察や事業者、関係団体等と連携し、飲酒運転撲滅や自転車安全利用などの啓発活動や、規範意識の確立に向けた取り組みを進めます。

また、子どもや高齢者などの交通弱者の事故を防ぐため、年齢層、地域の生活環境・交通環境に応じた交通安全教育や実技型講習などを充実します。

交通事故が起きにくい環境づくりを進めるため、事故の発生頻度や発生状況などの分析に基づき、交差点の改良や歩道・通学路の整備、カーブミラーの設置や防護柵の設置などに取り組みます。

第3節 心豊かな市民生活を創造するまち

課題と施策の方向

経済的な成長を遂げ、一定の「物の豊かさ」が充足された社会において、人々の「心の豊かさ」を求める傾向は高まっています。

近年、人々の心に豊かさをもたらすものとして、精神的な満足や自己実現の喜びにつながる生涯学習、文化芸術やスポーツが持つ力への期待がさらに高まっており、こうした活動を振興し、市民一人ひとりのゆとりと潤いのある心豊かな生活を実現するとともに、人づくりやまちづくりにつなげていくことが求められています。

そのため、今日的課題に対応する学習機会の充実や生涯を通じた学習活動の支援、学習成果を地域に還元できる仕組みの充実を進めます。

また、優れた文化芸術に触れられる機会や場づくり、多様な文化芸術活動の創造やさらなる活性化に取り組むとともに、あらゆる人々がスポーツに親しめるような環境づくりや、競技スポーツの水準向上に取り組めます。

施策の内容

1 生涯を通じて学び、活かせる環境の整備

社会的なニーズや課題に対応した講座やイベントの開催など、子どもから高齢者まで、誰もが学べる機会を充実するとともに、市民の自主的・自発的な学習活動を促進するため、個々のニーズに応じた生涯学習情報の提供を充実します。

また、地域における市民の主体的な生涯学習活動の促進やまちづくり活動の活性化に向け、校区コミュニティ組織等の団体と連携・協力しながら講座等を実施するとともに、多様な生涯学習機会を提供する社会教育団体の活動を支援します。

併せて、生涯学習を支援する人材を紹介するLLアドバイザーバンクや、生涯学習活動を社会活動へと還元するためのLLサークルバンクの活動を図ります。

2 創造的な文化芸術活動の推進

久留米シティプラザや石橋文化センター、石橋美術館などの施設を活用し、市民が上質で多様な文化芸術を鑑賞する機会や自ら活動・発表する場を充実するとともに、市内のさまざまな場所で身近に文化芸術に触れることのできる環境づくりに取り組めます。

併せて、市民のさまざまな文化芸術活動の活性化や新たな文化芸術の創造に向けた取り組みを支援するとともに、次代を担う子どもたちの豊かな感性と心を育む取り組みを充実します。

特に、音楽が持つ力に着目し、人々が気軽に音楽を楽しむために集い・交流する機会を創出することにより、音楽による人と人との絆づくり、潤いと安らぎに満ちたまちづくりを進めます。

また、久留米シティプラザについては、本市の特色を活かしたさまざまな公演等を企画制作するなど、文化芸術振興の拠点施設としての機能を最大限に発揮し、都市の魅力の向上につなげていく取り組みを進めます。

3 誰もが楽しめるスポーツ環境の充実

すべての市民が、その目的やライフステージに応じてスポーツを楽しみ、健康づくりを進める機会や場を充実するなど、総合的なスポーツ振興に取り組みます。

また、市民が主体となった地域でのスポーツ環境の充実のための取り組みを支援し、スポーツ人口の増加を図るとともに、スポーツを通じたまちづくりを進めます。

さらに、県と連携し、総合スポーツセンター施設の一体的整備を行い、市民のスポーツ環境のさらなる充実を図るとともに、2020年の東京オリンピック開催も見据えながら、みづま総合体育館とともに県南地域のスポーツ拠点施設としての機能を活用し、全国規模の大会やプロスポーツの試合、キャンプ地などの誘致に向けた取り組みを進めます。

また、(財)久留米市体育協会と連携し、スポーツ指導者の資質・技能の向上、ジュニア世代などのアスリートの育成支援に取り組み、競技スポーツの水準向上を図ります。

第4節 多様な市民活動が連帯するまち

課題と施策の方向

人々の価値観の変化やライフスタイルの変容などを受け、人と人とのつながりが希薄化する傾向があり、本市においても、自治会活動への関心や加入への意識の低下がみられるなど、地域コミュニティの弱体化が懸念されています。その一方で、東日本大震災後、全国的に地域の絆づくりやNPO、ボランティアに対する関心は高まっています。

多様化する地域課題の解決や地域の活性化に向けては、自らが暮らす地域を自らの力でよりよくしていこうという市民活動が活発に展開される必要があります。

そのため、市民活動に関する情報提供や啓発を充実し、活動への参加・参画意識を高め、活動の担い手の拡大を図るとともに、地域コミュニティ組織や市民公益活動団体などの活性化に向けた取り組みを進めます。

また、地域コミュニティ組織とさまざまな市民活動の主体との連携関係の構築、強化に向けた取り組みを進めます。

施策の内容

1 地域づくり活動の活性化

地域コミュニティの基盤である自治会への加入促進や自治会活動への幅広い参加・参画を推進するために、校区コミュニティ組織や自治会と連携しながら、コミュニティ意識の醸成や活動への理解を深めるための啓発・情報発信などの取り組みを進めます。

また、校区単位のまちづくり活動がそれぞれの地域で活発に展開されるよう、校区コミュニティセンターなどの活動拠点の整備や組織運営への支援を行うとともに、地域の特色を活かしたまちづくり活動や地域の課題解決、活性化に向けた活動に対する支援の充実を図ります。

2 市民活動の充実

地域課題の解決に向けた多彩な市民活動が活発に展開されるよう、さまざまな情報の提供や活動の場の提供を行う市民活動サポートセンターの機能を充実します。

特に、市民活動に関する情報を収集し、参画を希望する活動に関する情報の市民への提供や、新たな地域課題や支援を求めている活動主体についての情報を市民や市民公益活動団体に提供・案内するなど、市民活動の担い手や活動の拡大を図るための機能を強化します。

また、学生がまちづくり活動を行う場を創出・提供し、学生の新たな発想や行動力を地域の活性化につなげていく取り組みを進めます。

3 活動のネットワークの形成

地域コミュニティ組織や市民公益活動団体などが連携し、それぞれの特性を生かしながら、さまざまな地域課題の解決やまちづくりに取り組む活動を推進するため、情報の共有化や相互理解を深めるための場づくりを進めます。

併せて、地域と大学などの高等教育機関や学生との協力・連携体制づくりを進めるとともに、事業者が地域社会の一員として地域づくり活動や市民活動に参加・参画、協力できるよう、情報提供を充実します。

第5節 子どもの笑顔があふれるまち

課題と施策の方向

現在の子どもを取り巻く環境をみると、家族の小規模化、人間関係の希薄化などを受け、家庭や地域の子育て・教育力の低下が懸念される状況にあります。

また、不登校児童・生徒の増加やいじめ、青少年の非行の若年化など、さまざまな問題も顕在化しています。

子どもは地域にとってかけがえのない財産であり、次代を担う子どもを育むことは都市の未来を育むことです。安心して子どもを産み育てられるよう、また、子どもが豊かな人間性を備え、個人として自立し、他者ととともに社会の一員としての役割を果たすような人として成長できるよう、総合的に取り組んでいくことが重要です。

そのため、妊娠から出産、育児に至るまで切れ目のない一貫した支援を充実するとともに、子どもや子育てを地域全体で見守り、支援する環境づくりを進めます。

また、「生きる力」を持った子どもを育成するため、学校教育の充実、保護者や地域と連携した教育課題の解決に向けた取り組みを進めます。

施策の内容

1 安心して産み、育てられる環境づくり

多様な保育ニーズに応えるため、待機児童ゼロを目指した保育所の整備や保育士人材の確保、一時預かりなどのさらなる充実を図ります。

併せて、質の高い就学前教育・保育の実現や食育の推進のために、保育所、幼稚園、認定子ども園などにおける取り組みを支援します。

また、保護者が安心できるよう、学童保育所をはじめとする小学生児童の放課後の安全な居場所づくりに取り組みます。

さらに、出産や子育てに対する不安の解消や負担の軽減のため、相談体制の強化や母子保健・福祉サービスの充実、医療費の助成などを行うとともに、保護者の相互交流の場の充実や、仕事と家庭の両立支援に向けた取り組みを進めます。

2 子育て、子育てを支える地域づくり

子育てを支援する市民や団体などの活動の促進、充実を図るとともに、地域のさまざまな団体などとの連携により、地域全体で家庭の子育てや教育を見守り、支援する環境づくりを進めます。

また、地域との協働により、誰もが気軽に参加でき、世代間交流や親同士の交流、子ども同士の交流などができる場づくりを進め、自然体験や社会体験、多様な人々との交流等を通じて、子どもの社会性や豊かな心を育てていきます。

家庭、学校、地域やさまざまな関係機関・団体等との連携を強化し、青少年の非行防止や健全育成に取り組むとともに、非行や問題行動からの立ち直り支援の取り組み

を推進します。

3 未来へつながる教育の推進

生きる力を持った次代を担う子どもたちを育成するため、社会環境の変化やさまざまな教育課題に的確に対応した施策を進め、確かな学力、豊かな心、健やかな体を養う教育を充実します。

特に、学力の向上に向け、教職員の授業力を高めるための研修の実施やICTの活用、きめ細かな学習指導の実施、学習習慣の定着や補充学習など、総合的な取り組みの充実・強化を図ります。

併せて、郷土の自然や文化、歴史などをテーマに探求的な学習を行う「くるめ学」や、質の高い文化芸術などに触れ、感性や創造性を育む取り組みなど、特色ある教育を進めます。

また、子どもたちが安心して学べる学校づくりに向け、いじめの根絶に向けた取り組みの強化、不登校対策やこころの健康づくりの推進、特別支援教育や相談体制の充実を図るとともに、学校施設の計画的な改築・改修、適切な学校規模に応じた通学区域の設定など、よりよい教育環境づくりを進めます。

さらに、全小中学校に設置している地域学校協議会を充実し、学校と家庭、地域が連携して子どもたちの教育や健やかな成長を支える仕組みづくりを推進します。

第6節 健康で生きがいもてるまち

課題と施策の方向

医学の進歩などにより平均寿命が延びる一方、健康寿命との差は拡大する傾向がみられています。誰もが生涯を通じて質の高い生活を送り、生き生きと活動しつづけるためには、心身の健康の保持・増進を図ることが必要です。

そのため、「自らの健康は自ら守る」を基本とした、市民の若年期からの主体的な健康づくりを促進するとともに、個人の取り組みに対するきめ細かな支援を充実します。

併せて、感染症などの健康危機から市民を守る取り組みや、病気やけがなど、必要なときに必要な医療が適切に受けられる環境づくりを進めます。

また、高齢者が健康で主体的に活動し、若い世代とともに社会を支えていくことができる環境づくりや、障害者が自らの選択に基づき、生き生きと多様な活動ができる環境づくりを進めます。

施策の内容

1 心と体の健康づくり

健康寿命の延伸を実現するため、市民一人ひとりが主体的に健康の保持・増進に取り組む意識づくりや、地域ぐるみで個人の健康づくりを支える仕組みづくりを進めます。

また、生活習慣病の発症や重症化の予防のための生活習慣の改善の取り組みを推進・支援するため、健診・検診の受診率向上や保健指導の充実を図ります。

さらに、心身の健康の保持に向け、地域や職域と連携しながら啓発を進めるとともに、自殺者を減少させるため、うつ病の早期発見・早期治療や、さまざまな要因の解決を図るための関係機関等の連携強化などに取り組みます。

また、保健・健康づくり施策展開の核となる保健所と(仮称)中央保健センターの一体的整備に向けた取り組みを進めるとともに、地域保健センターとのネットワークのもと、効果的、効率的な保健師の地域保健活動を実施します。

2 健康危機管理の強化

感染症や食中毒の予防、拡大防止を図るため、市民や事業所に対する啓発活動や注意喚起、発生情報の提供などを充実するとともに、平時の指導・監視体制や発生時の対応体制を強化します。

また、新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生、自然災害や事故などにより生じる健康被害に迅速に対応できるよう、関係機関等と連携して健康危機管理体制を強化します。

3 地域医療の確保

救急患者に対し迅速に適切な医療を提供するため、地域の医療機関などとの連携により救急医療体制を確保するとともに、久留米広域市町村圏事務組合を主体として、夜間の小児救急医療体制の安定的な運営を行います。

また、医療監視や医療安全相談を通じ、医療機関が良質な医療を提供するための支援を行います。

医療制度の基盤である国民健康保険制度の健全運営を維持するため、健診や保健指導などを通じた医療費の適正化と、保険料収納率の向上に取り組みます。

4 高齢者の社会参加の推進と生きがいづくり

高齢者が長年培ってきた知識や経験・技能を活かした就業や生きがいづくりのための就業など、意欲と能力に応じた就労支援に取り組みます。

また、高齢者が地域貢献活動や地域活動などの社会貢献活動に取り組むことができるよう、情報提供の充実や参加促進に向けた仕組みづくりを進めます。

併せて、高齢者間交流による健康づくりや生きがいづくりとともに、高齢者の知識や経験・技能を活かした世代間交流を進めます。

5 障害者の社会参加の推進と生きがいづくり

障害者の就労を促進するため、企業や事業所への障害者雇用に対する理解促進を図る取り組みや、福祉的就労の場の確保・充実、職業能力習得の支援を行います。

また、障害者の社会参加を促進するため、ノーマライゼーション理念の浸透や障害者への理解を進めるための啓発に取り組むとともに、さまざまな情報の取得や円滑なコミュニケーションの確保のための支援を行います。

さらに、障害者のスポーツ、文化芸術活動の機会の拡大や、地域のさまざまな活動へ参加しやすい環境づくりを進めます。

第7節 お互いのやさしさと思いやりの見えるまち

課題と施策の方向

少子・高齢化の急速な進展、世帯構造や規模の変化、都市化や人々の価値観の変化による人間関係の希薄化など、社会環境の変化を受け、家庭や地域で支え合い、助け合う力が低下しています。一方で、生活をしていく上で何らかの支援を必要とする人々は増加傾向にあり、社会的孤立や所得格差の拡大など、新たな社会問題も顕在化しています。

このような中、支援を必要とする人々が、地域で安心して暮らし続けるためには、「自助」のみならず、「共助」や「公助」による支援が不可欠です。

そのため、地域コミュニティやさまざまな団体、事業者などとの協働により、支援を必要とする人々を地域全体で支え合う仕組みの構築に向けた取り組みを進めます。

また、社会保障制度的確な運用により、真に支援を必要とする人々に対し、ニーズに応じた適切なサービスを提供していきます。

施策の内容

1 支え合う地域づくり

誰もが安心してその人らしく暮らせるよう、お互いに助け合い、支え合う地域づくりを進めるため、地域福祉推進への理解や参画意識の向上、担い手の拡大に向けた取り組みを進めるとともに、久留米市社会福祉協議会と連携しながら、見守り活動やサロン活動など、高齢者の孤立防止のための地域やボランティア団体等の取り組みを支援・促進します。

また、高齢者や障害者などを対象に災害時要援護者名簿の作成を推進し、災害時の地域の支援体制づくりを進めるとともに、日常の見守り・声かけ活動を通じた地域のつながりづくりに活かしていきます。

併せて、社会福祉審議会の運営、社会福祉法人や社会福祉施設の指導監査を通じ、福祉施策の充実や、良好な福祉サービスが提供される環境づくりを進めます。

2 高齢者福祉・介護サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めるとともに、認知症の予防や早期発見、認知症高齢者と家族の支援、徘徊高齢者の早期発見・保護のためのネットワークを強化します。

また、高齢者が要支援・要介護状態となることを可能な限り予防するため、介護予防に関する普及・啓発を進めるとともに、個々の心身の状況に応じた適切な介護予防事業を提供します。

さらに、必要となる介護サービスの基盤整備を計画的に進めるとともに、介護保険

制度の適切な運営によるサービスの質の向上、介護人材の育成・確保に向けた取り組みを進めます。

3 障害者福祉の充実

障害者が地域で自立して暮らすために必要な住まいの確保や居住支援、障害の特性や本人・家族のニーズに応じた多様な在宅福祉サービスの提供、適切な医療サービスの利用支援の充実に取り組みます。

また、障害者を介助する家族の負担軽減に向けた支援や、重症心身障害児者に対する相談支援・サービス提供体制の充実を図ります。

さらに、障害者がさまざまな日中活動を選択できるよう、日中活動の場やサービスの質・量両面の充実を図ります。

(仮称)子ども発達支援センター(機能)の整備充実に取り組み、乳幼児期から就学後まで一貫した支援体制の構築を進めます。

4 ひとり親家庭の自立支援

県や関係機関と連携し、就業相談や職業能力の開発などの支援を行い、ひとり親世帯の自立と安定した暮らしの確保を図ります。

また、子育てや生活の支援、養育費確保の支援、経済的支援など、ひとり親家庭に対する支援制度の周知を図るとともに、支援を必要とする家庭が状況に応じた適切な支援を利用できるよう、相談支援体制を充実します。

5 生活困窮者の自立支援

生活に困窮する人に対し、生活保護に至る前の段階での相談支援や就労支援、住宅の確保などの支援を行い、自立を促進します。

また、生活保護制度の適切な適用・運用により、最低生活の保障を行うとともに、就労が可能な人に対し、関係機関や団体などと連携し、自立に向けた支援を行います。

生活保護世帯をはじめ、生活に困窮する家庭の子どもたちの養育相談や学習支援など、貧困の連鎖の防止に向けた総合的な取り組みを進めます。

第3章 活力あふれる中核都市久留米

未来に向けた久留米市の都市発展の礎は、地域社会を活力あふれた社会として自ら創り上げる地力と、福岡県の第3の都市、中核市として都市圏全体の一体的発展の視点を持ち、一貫した理念のもとでたゆまぬ都市づくりから醸し出される都市としての風格を持つことです。

人口減少・超高齢社会においても、自立し、持続的に発展する、県南の中核都市にふさわしい“活力あふれる中核都市”づくりを進めます。

第1節 知恵と技術を創造するまち

課題と施策の方向

人口減少、少子高齢化、グローバル化、革新的な科学技術の高度化など地域経済を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。

このような中、本市経済が持続的に発展するためには、産業の創造的な事業展開やグローバル化、そして地域内経済循環の仕組みづくりが重要であり、経済環境の変化に対応し得る産業構造への変革や地域産業の活性化、今後成長が見込める分野の産業の創出が求められています。

そのため、本市の地域特性や潜在力を活かしながら、将来に向け持続的な経済成長の柱となる新産業や新事業の創出・育成に取り組むとともに、地場企業の経営基盤強化や高付加価値化、伝統産業の振興、経済波及効果の大きい産業の誘致を推進します。

また、収益性が高く競争力を持った農業を実現するため、基幹的な担い手等の育成・確保や生産性の優れた営農を可能とする環境整備、農産物の品質の更なる向上やブランド化、6次産業化による販売力の強化などに取り組みを推進します。

さらに、生産年齢人口が減少していく中で地域全体の経済の底力を強化するため、多様な人材が能力を発揮し活躍できる環境づくりに取り組みます。

施策の内容

1 新たな価値を生む新産業・新技術の創出・育成

地域の特性を活かしながら将来にわたり持続的な経済成長を図るため、ゴム、自動車、バイオ、医療、食品、農業など質・量ともに蓄積のある分野や素材を中心に、新産業や新事業、新技術の創出・育成を推進します。

そのため、大学等の学術研究機関や産業支援機関の機能充実と連携強化を図るとともに、企業や起業家が利活用しやすい仕組みづくりに取り組みます。また、金融機関などを含めた産学官連携により、企画段階から販路開拓まで切れ目のない支援を行い、新製品・新技術の開発や技術の高度化支援を促進していきます。

福岡県と密接な連携・協力のもと取り組んでいる「福岡バイオバレー・プロジェクト」においては、「がんペプチドワクチン」「核酸医薬」など次世代医薬品開発をはじめ

めとした先端医療分野の研究開発、実用化、拠点構築を引き続き推進するとともに、食品関連産業を重点分野として、育成・集積に取り組みます。

併せて、新たな産業振興の担い手となる人材の発掘・育成を図るとともに、課題解決型産業をはじめ今後大きな市場規模の拡大が見込まれる産業分野の事業の創出・育成について検討を進めます。

2 多様な地域産業の振興

商工業をはじめさまざまな地域産業の活性化を図るため、経営基盤の強化や高付加価値型の事業展開、販路拡大の支援を行います。特に、本市に脈々と受け継がれているものづくりの土壌を将来に受け継いでいくために、地場企業の技術高度化や技術革新の支援を強化し、競争力のある製造業の育成を図ります。そのため、チャレンジできる環境づくりを行うとともに、地場企業の意欲を喚起し、積極性のある人材や担い手の発掘・育成に取り組みます。

また、歴史と愛着のある伝統産業についても、伝統を守りながら、消費者のニーズに応える商品づくりを支援していきます。

加えて、地域経済が持続的に成長していくためには、時代に合わせた産業構造の転換も必要であり、経済のソフト化・サービス化に伴う都市型産業の振興にも取り組みます。

さらに、個々の経済活動の効果を地域全体へ波及させるため、地域内企業などの連携による地域内経済循環の仕組みづくりを進めます。特に、公共工事等の発注にあたっては、地域の雇用を確保し、地域産業が持続的に発展できるよう、地場企業への配慮に努めます。

3 地域経済を支える産業の集積

将来にわたり新たな力を生み出す産業基盤を構築し、地域の雇用の創出及び確保を図るため、地域への経済波及効果が大きい産業の誘致や立地促進に取り組み、地域経済を支える産業の集積を進めます。

市内企業や学術研究機関、産業支援機関との連携など進出企業のサポート体制の強化や再投資を支援する取り組みを進めるとともに、必要に応じて特区制度を活用するなど地域に立地する企業が活動しやすい環境づくりに努めます。

また、より積極的に産業の集積を図るため、産業団地の整備や民有地、民間オフィスの活用など新たな企業立地の受け皿づくりに取り組みます。

4 職業として選択できる魅力ある農業の実現

将来にわたり収益性の高い農業生産を維持するために、基幹的な担い手の育成・確保や、女性農業者や次世代を担う農業後継者の育成に取り組むとともに、基幹的な担い手への農

地の利用集積、水田・畑地の農業生産基盤整備、農業用施設や機械の積極的な導入支援により、生産性の優れた営農を可能とする環境整備を進め、持続的に発展が可能な農業構造を確立します。

また、競争力のある産地を実現するために、新たな生産技術や施設整備、新品種の導入などにより、市場から高く評価される品質の優れた農産物の計画的な生産を推進するとともに、久留米産農産物のブランド化、農産物輸出、6次産業化や農商工連携など新分野へのチャレンジ、地産地消の推進を図るなど販売力強化に取り組みます。

併せて、農業の多面的機能など農業の持つ社会的な役割についての市民理解を促進するために、農業生産都市であることを活かした食育の推進など農業情報の発信、都市と農村の交流促進を図ります。

さらには、緑花木や果樹など耳納北麓地域の農業資源を活用した農村地域の活性化、緑花木産業の振興する「みどりの里づくり」の推進や、地域の大学等との連携による農学系人材の育成機能の充実や先駆的な農業政策の提案、共同実施に取り組みます。

5 多様な人材が活躍する労働環境の整備

生産年齢人口が減少していく中、地域経済を持続的に発展させるため、性別、年齢、障害の有無、国籍を問わず、多様な人材がそれぞれの能力を発揮できる働きやすい労働環境づくりを進めます。そのため、仕事と子育ての両立支援推進や労働関連法規などの周知による働きやすい環境整備に努めるとともに、人材育成に取り組むことが難しい小規模事業所の労働者向けセミナーの開催や職業訓練機会の提供など、労働者の能力開発の支援に取り組みます。また、求職者の多様なニーズに合わせた情報提供や求人企業とのマッチングによる就労支援にも取り組みます。

さらに、所得の低さや不安定な就労形態など非正規雇用に対する問題点が顕在化してきていることから、特に若年労働者の雇用形態の改善に向け、国や県と連携しながら、待遇や労働条件の格差解消に向けた取り組みを進めていきます。

第2節 アジアに開かれたまち

課題と施策の方向

情報通信技術の進展や交通手段の発達、経済のグローバル化により、世界はより身近なものとなっています。こうした中で、地域が持続的に発展していくためには、本市においても、国際化の推進は必要不可欠となっており、特に成長著しいアジアの活力を地域の活性化に取り込んでいくことが求められています。

そのため、学術研究機関が集積する環境を活かし、アジアの発展に貢献できる学術研究拠点を目指した取り組みを進めるとともに、地域経済の活性化に結びつく海外市場の開拓を促進します。

また、留学生をはじめとした外国人市民や観光等による外国人来訪者が増加しており、さらにこの傾向を増進させていくためには、互いの国籍や民族、文化の違いを尊重し共に暮らす「多文化共生のまちづくり」に取り組んでいくことが必要です。そのため、外国人にとって住みやすく訪れやすい環境の整備を進めるとともに、地域の国際化を担う人材を育成する取り組みを推進します。

施策の内容

1 学術研究都市づくりの推進

本市の重要な地域資源の一つである学術研究機関の集積を地域の活力創造に、より一層活かしていくため、国際的な視野も含め地域の発展に必要性の高い学術研究機能の誘致・設置など戦略的に学術研究機能の強化を促進します。併せて、長期的な視点から、本市の学術研究分野を牽引する人材や将来を担う人材の発掘・招聘・育成などに取り組むとともに、研究活動の支援や研究環境の整備などを進めます。

また、国、県、民間などの先導的な研究プロジェクトの設置・誘導による本市に特徴的なテーマの研究への取り組みや研究成果の産業分野など地域活性化への還元を図るため、産学官ネットワークや連携仲介機能の整備・強化を図ります。

さらに、大学等をはじめとする学術研究機関は、地域の国際化の先導的役割も期待されており、国際的な研究連携や人材交流、留学生の受け入れ、グローバル人材の育成など国際交流活動や環境整備を進め、地域はもとより世界、特に、アジアの発展に貢献できる九州・アジアの学術研究交流拠点づくりを推進します。

2 海外ビジネス交流の促進

経済のグローバル化など経済環境の変化に対応しつつ、地域経済の持続的な発展を支えていくため、海外市場の開拓や海外からの誘客など、成長著しいアジア地域の活力を取り込み、地域産業の活性化に結び付ける海外ビジネス交流の促進に取り組みます。海外への販路拡大に主体的に取り組む地場企業や事業者を支援するとともに、今後さらに経済成長が期待できるアジアの国々に対する調査分析を行い、地域企業のビ

ビジネスチャンスの拡大を図ります。また、本市の農産物や商品・製品などの地域資源に対する需要がある国との交流を進め、多様な情報発信手段や手法を用い、海外における本市の認知度の向上を図り、新たな市場の開拓に努めるとともに、県や関係団体などと連携し、地域企業などの積極的な海外展開を支援します。

3 国際性豊かなまちづくり

本市に居住する外国人やビジネス・観光などで訪れる外国人が増加する中、将来に向けさらに外国人の交流・定住人口を増やし、地域の国際化を推進するため、外国人にとっても訪れやすい、住みやすいまちづくりに取り組みます。

具体的には、多様な言語・媒体による地域情報の提供や外国語表示のサインや案内版の整備、外国人の生活相談窓口の充実、日本語や日本文化に関する学習や生活、コミュニケーションの支援などに取り組みます。特に、将来の国際交流の架け橋となる留学生については、大学や地域などと連携しながら支援や交流を深める取り組みを進めます。

また、互いの文化の違いを認め合う「多文化共生の意識づくり」を進めることで、市民の異文化理解力の向上や地域の国際化を担う人材を育成するなどグローバル化に対応できる国際性豊かなまちづくりに取り組みます。

併せて、海外の友好姉妹都市などとの交流を進めながら、市民が主体的に取り組む国際協力・国際交流事業を支援していきます。

第3節 人と情報が行き交うにぎわいのあるまち

課題と施策の方向

近年、人々の生活様式の多様化や商業、文化、娯楽機能などの集客機能の福岡市への一極集中、郊外立地型大規模商業施設の出店の影響等で、本市の求心力の低下が続いています。

人、もの、情報の交流は、地域の活力の源泉であり、広域的な求心力の再生に取り組み、人、もの、情報をより多く引き寄せることが、本市の活性化のための重要かつ喫緊の課題となっています。

そのため、広域求心力の中核を担うべきエリアである中心市街地において、久留米シティプラザを核にさまざまな都市空間を活用した賑わいづくり、日常・非日常の双方に対応した多様なサービスの提供、居住環境も含めすべての世代が快適に過ごせる環境整備など官民が連携して活性化に向けた取り組みを推進していきます。

また、国内外からの交流人口を拡大するため、九州新幹線の活用を図りながら、市全域に広がる個性的で多彩な魅力を持つ地域資源を活かした観光地づくりと地域への経済波及効果が高いMICEの振興に積極的に取り組みます。

施策の内容

1 にぎわいと憩いを創出する場と機能の整備

広域求心力の中核を担う中心市街地の活性化を図るため、事業者や地域などとの連携のもと、久留米シティプラザを核として中心市街地エリア内に、商業機能や都市福利機能など本市の中心拠点として必要な機能の整備を推進します。

また、中心商店街をはじめ地域や市民と連携した賑わいづくりの取り組みを推進し、多様な人、もの、情報が交流することによって訪れた人が良質な刺激や時間を共有できる都市空間の形成を促進します。

さらに、中心市街地におけるまちなか居住の推進や就労の場の創出に取り組むとともに、来街者、居住者それぞれのニーズをとらえた商業をはじめとする多様なサービスの提供、創出を促進します。

一方、買い物弱者や交通弱者問題が顕在化する中、地域商業については、地域のコミュニティ的な役割を担うことが期待されており、地域のニーズに基づく住民の利便性向上や交流の場づくりの取り組みを促進します。

2 久留米ならではの魅力ある観光の振興

自然や歴史・伝統、文化、食、ものづくり、医療などの個性的で、豊富な地域資源を活かし、久留米特有の魅力として磨き上げ、全国はもとより海外からの誘客に努め、地域経済の活性化に結び付けていきます。

そのために、さまざまな媒体や情報発信技術を活用し、個性的でインパクトのある

情報発信を積極的に行うとともに、四季折々の祭りやイベントをさらに充実させ、筑後地域だけでなく、北部九州などのより広範囲な連携を図り、相乗的な魅力とポテンシャルの向上を図りつつ、国内外からの集客力の強化に努めます。

さらに、住民と連携し、観光客を温かく迎え入れる環境づくりや、東部エリアの「緑」、西部エリアの「酒蔵」、中央部エリアの「文化・歴史」などを素材に、住民が主体となって地域の魅力を磨き、観光客に伝える地域密着型の観光振興を図り、地域全体で観光を地域経済の活力としていく取り組みを進めます。

3 MICE誘致の推進

久留米シティプラザや総合スポーツセンターを核として、学会や展示会、スポーツイベントなどのMICEを積極的に誘致・開催し、人、もの、情報の広域的な交流を生み出すとともに、裾野の広い経済波及効果により地域経済の活力向上を図ります。

特に、高度な医療、ゴムやバイオ産業をはじめとする製造業や研究開発機関の集積を活用し、医療系や工学系の学会の誘致に積極的に取り組み、(財)久留米観光コンベンション国際交流協会と連携して、戦略的かつ効果的なMICEの誘致活動を展開します。また、MICE開催のための支援の充実を図るとともに、準備からアフターコンベンションまで幅広い事業者との連携強化を図り、経済効果の地域全体への波及に努めます。

さらに、こうしたMICEの積極的な開催による、都市としてのイメージアップを図り、交流人口の拡大や定住促進に繋がります。

第4節 拠点都市の役割を果たすまち

課題と施策の方向

地方分権の進展に伴い、本市は、佐賀県東部を含む福岡県南地域の中核都市として、自立した持続可能な都市であり続けるとともに、地域全体を牽引していく役割を果たすことが求められています。今後も、地域を牽引する拠点性を持ち続けるには都市の成長の源泉となる一定の人口規模を維持することが必要であり、都市間競争が激化する中、定住人口の維持増加への取り組みが本市にとって重要なテーマとなっています。

そのため、本計画の実施にあたっては、すべての施策において定住促進の視点を持ちながら住みやすいまちづくりを推進するとともに、市民との協働により本市が有する高いポテンシャルをさらに磨き、魅力を発信することで、市民が誇りや愛着を持ち、市外の人からは高く評価される都市ブランドの確立に向けた取り組みを進めます。

また、県と連携しながら、地域全体の一体的発展の視点から中核都市として必要な広域的高次都市機能を整備・充実させるとともに、広域行政の積極的な推進や地域課題に応じた都市間連携の取り組みを推進します。

施策の内容

1 シティプロモーションの促進

本市には恵まれた自然環境や充実した都市機能、久留米特有の産業や文化などがあり、また、市内外への交通アクセスも充実しています。このような地域の特性や潜在力をさらに磨いて、都市の魅力や活力を向上させる総合的なシティプロモーションを推進し、定住・交流の促進や地域経済の振興など将来にわたって活力ある持続的な発展を図ります。

具体的には「水と緑と花」「食」「文化芸術」「ものづくり」「健康・医療」などの地域資源の一層の魅力向上を図り、久留米の都市ブランドづくりを推進します。また、協働による地域の魅力づくりを促進し、市民のふるさとへの誇りや愛着の気持ちが高まるような施策を進めます。

さらに、本市の魅力や先進的な取り組みなどを対象に合わせて戦略的かつ効果的に情報発信するとともに、市内外から双方向の情報受発信の充実を進め、多面的な視点からの魅力や価値の創造に取り組みます。

2 高度医療都市の推進

高度な医療機関が集積する恵まれた環境を地域の発展に活かすため、先端医療技術の開発・導入を促進するなど国内トップクラスの質の高い医療を展開するとともに、特に、久留米・鳥栖地域で先行しているがん治療分野において、国際的な研究・開発・治療の高度先進拠点を目指します。

また、拠点都市として広域的な高次医療の役割を引き続き担うため、広域の医療ニ

ーズに適切に応えることができる広域医療ネットワークの整備や広域医療サービス機能の充実・強化を推進します。

3 高度情報化の推進

急速な情報通信技術の発展に対応した都市づくりを進めるため、公衆無線 LAN (Wi-Fi) などを含めた情報通信ネットワーク環境を整備し、スマートフォンやタブレットなどに対応した新たなサービスを提供し、地域情報化を推進します。

また、ビッグデータによるビジネスの創出や新しい市民サービスの提供を促進するため、行政が保有しているデータを誰もが二次利用可能な形式で公開するオープンデータ化を進めます。

4 都市間連携の推進

時代に即した効率的かつ効果的な近隣自治体との連携を目指し、道州制も視野に入れ、近隣市町も含めた地域の成長・発展を牽引するため、これまでの広域行政体制のあり方についての見直しや、新たな広域連携の枠組みの検討を行います。

また、水資源、環境、防災、観光及び交通などの各分野で、広域にまたがる行政課題に対して、市域、県域を越えた広域連携による課題解決などの取り組みを進めます。

併せて、国や県と連携し、周辺都市との広域幹線道路ネットワークの整備などを進めるなど、広域連携推進のための基盤を整備します。

さらに、姉妹都市である郡山市等との交流推進など、広域都市交流についても推進します。

第4章 基本計画推進に当たって

地方分権が進展する中で、地方自治体のありようが問われており、自己決定、自己責任の原則のもと、主体的で自立的な都市づくりが求められる時代となっています。

分権型の地域社会を創っていくためには、市民と行政との協働をさらに進め、「補完性の原理」を基本に、大きく変化する社会経済環境や多様化する市民ニーズに的確に対応していく必要があります。

第1節 協働によって築かれるまち

課題と施策の方向

社会環境の変化により、人々の価値観の変化、生活様式の多様化が急速に進み、人間関係の希薄化が生じるとともに地域との結びつきや帰属意識が薄れており、福祉・環境・教育等の行政だけでは抱えきれない新たな課題が発生することが予測されます。

それらの課題を解決するためには、市民、地域コミュニティ組織、市民公益活動団体及び事業者など地域の力を結集することが求められます。

市民等と行政の相互理解の向上のため、多様な媒体の活用やさまざまな機会をとらえ、効果的に行政情報を発信し、市民等との情報の共有化を進めるとともに、さまざまな広聴手法による市民ニーズの把握を図るなど、市民と行政の双方の情報の受発信を積極的に行います。

施策の内容

1 市民との協働によるまちづくりの推進

市民、地域コミュニティ組織、市民公益活動団体、事業者などと連携協力して地域課題を解決するため、さまざまな行政施策の立案・実施・評価などあらゆる段階における協働を進めていきます。

市民活動を定着・活性化するために、活動主体と行政との役割分担や情報共有化、連携の強化を行うとともに、市民の主体的なまちづくりに向けた総合的な支援を進めていきます。

協働によるまちづくりを進めるために、市民活動に関する職員の意識の向上を図るとともに、庁内における協働に関する組織横断的な課題への調整機能を充実します。

2 市民と行政の相互理解の向上

広報紙やホームページ、ソーシャルメディアなどの多様な媒体や、事業を実施する過程、各種の催しやイベントといったさまざまな機会を通じて、分かりやすく、正確な行政情報をきめ細かく発信し、市民とのさらなる情報の共有化を図ります。併せて、施策や事業の進捗と連動し、タイムリーで話題性のある情報を報道機関などへ提供するパブリシティ活動を充実します。

さらに、市政に関する提案や要望などさまざまな市民の意見をより広く把握し、的確に施策への反映を行うため、市民意識調査やアンケートモニターなどの広聴システムを充実し、市民と行政の双方向コミュニケーションの推進により、市民と行政の相互理解の向上を図ります。

第2節 機能的でコンパクトな行政経営を進めるまち

課題と施策の方向

財政運営においては、今後、市町村合併の支援策として増額算定されている地方交付税の合併算定替の逡減、超高齢社会の到来などによる扶助費の増加、公共施設の老朽化に伴う大規模修繕や建替えのための費用の増大など、厳しい環境が続くものと見込まれます。

一方で、高度化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するとともに、効率的で質の高い行政サービスを提供していくためには、これまで以上に行財政改革の取り組みを徹底する必要があります。

また、地方分権に伴う権限委譲や市民ニーズの変化によって、質量ともに増大し、分野をまたがるような課題が多くなっている事務事業に迅速かつ的確に対応するため、市職員には、中長期的かつ分野横断的な視点と施策実現のための実行力が求められます。そのため、変革に対応できる人材の育成と確保を進めるとともに、職員一人ひとりの能力を最大限発揮できる組織風土の醸成に努めます。

施策の内容

1 効率的で質の高い行財政運営の推進

厳しい財政環境に対応するため、歳入の確保と歳出の抑制に努めます。

歳入の確保のため、市税や保険料などの収納率向上、広告収入の確保、未利用市有地の活用及び売却促進など、税及び税外収入の確保を積極的に推進します。

また、歳出の抑制のため、既存事業のゼロベースでの徹底的な見直しや公の施設の指定管理者制度への移行、民間委託のさらなる推進、適切な人件費の管理などに取り組みます。

さらには、高度経済成長期に整備した公共施設の更新や維持管理費用の増大に対応するため、公共施設の適切な保有・管理に取り組みます。

なお、市民会館廃止後の用地については、市民の利便性向上や現市庁舎の課題解消へ向けた利活用についての取り組みを進めます。

併せて、事務事業を迅速かつ的確に遂行するため、より簡素で効率的な組織機構の構築に取り組むとともに、組織横断的な課題への効果的な対応や行政管理機能のさらなる充実などに取り組みます。また、適切な職員配置や必要に応じた給与制度の見直しを行っていきます。

2 変革に対応できる職員の育成・確保

組織目標を明確にし、その効果的な達成を図るため、職責に応じた役割意識を高め、職場を中心とした人材育成を強化することで、職員間の相互成長を生み出す“育てる風土”を醸成します。

併せて、計画的で体系的な研修を実施し、政策形成・遂行の能力や専門技能を強化するとともに、職域や職種などの枠組みを越えたキャリア形成を促し、職員としての能力向上を図ります。

さらには、政策提案制度をはじめとするプロジェクトなどでの活動により、組織の枠組みを超えた職員同士のかかわりを創出し、既成概念にとらわれない発想や取り組みを行うよう、職員の意識・行動の改革を進めます。

また一方で、多様な知識や経験を有した人材を適切に任用管理するとともに、職員の意欲喚起や能力の向上を目的とした人事評価制度を本格運用し、より効果的な人事マネジメントの実現を図ります。

3 計画行政の推進

今後も財政環境が厳しいものと見込まれる中で、社会環境の変化に柔軟に対応しながら、本計画を着実に実現するため、3年程度を計画期間とする事業計画を策定・ローリングする中で具体化を図ります。また、事務事業の取り組み状況を評価する「事業等評価制度」の活用などによる適切な進行管理を行います。